

1. 資産運用業の高度化について

- 金融庁は、資産運用業の高度化に向けた取組みとして、内外の資産運用会社との対話等を通じて把握された資産運用業界の現状や課題、今後の方向性等について「資産運用業高度化プログレスレポート2020」としてまとめ、6月19日に公表した。
- 資産運用会社には、顧客利益を最優先に考え、自社の目指す姿と強みを明確化し、運用重視の観点からのガバナンス強化や業務運営体制を構築することが求められるが、こうした取組みを進めるためには、運用会社の経営層の皆様の高い問題意識と具体的な取組みを実行する強いリーダーシップが不可欠。また、運用会社が金融グループに属する場合には、親会社をはじめグループ全体での運用ビジネスに対する理解と協力も重要。
- このような観点から、昨事務年度、大手資産運用会社やグループ親会社との間で対話やモニタリングを行ってきたが、率直に申し上げて、各社・各グループの運用業高度化に向けた問題意識と具体的な取組みの進捗には大きな差が認められた。
- また、問題意識を持って取組みを進めている社を含め、総じて、その取組みを、中長期の資産形成に資する商品組成、運用パフォーマンスの向上により顧客の信頼を獲得し、運用資産残高の増加、ひいては自社の収益に繋げるという好循環の実現に繋がられている段階までには至っていなかった。
- さらに、レポートでは、運用力の強化を最優先としつつ、商品組成・提供にあたって、商品数をむやみに増やすことなく、中長期に良好なパフォーマンスを実現できる商品に注力すべきことや、不採算ファンドや中長期にパフォーマンスが悪化しているような少額投信について償還や併合を進めるなど、顧客利益の観点からファンド管理を徹底すべきことについても言及させていただいた。
- 今更申し上げるまでもないが、資産運用会社は、顧客資産の委託を受けるという重大な責任(フィデューシャリーの義務)を負っている。各社には、顧客本位の観点から、運用力を強化し、中長期に良好な運用成果に結びつくような商品組成・管理を行うことにより、顧客の信任に応えることが期待される。
- 金融庁では、今後、大手運用会社及びその親会社のみならず、独立系の運用

会社などを含め、幅広い皆様と対話していくことにより、運用業界全体の高度化に向けた動きを後押ししていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。なお、金融庁 HP 上でレポートに対する御意見を募集しているので、何かあれば遠慮なくお寄せいただきたい。

- また、貴協会におかれては、投資顧問業協会と連携して、資産運用フォーラムの開催と、そこにおける資産運用会社のあるべき姿についての宣言文の採択を検討されていると承知している。両協会主導の下、業界全体で高度化が推進されることを目指して、こうした検討を自主的に進めていることは、金融庁としても心強く思っているところ。両協会におかれては、フォーラム開催や宣言文策定に向けた議論に当たっては、その過程においても高度化の機運が業界全体に醸成されるよう努めていただくとともに、フォーラムや宣言文が形だけのものに終わらないよう、実のある内容としていただくため、強いリーダーシップを発揮していただくことを切に期待している。当庁としても、協力できることは全面的にバックアップさせていただきたいと考えている。

2. 基準価額計算の一元化

- 基準価額算出の一元化については、昨年9月に、投資信託協会が中心となって実務者検討委員会の報告書を取りまとめられ、その後、報告書を踏まえた投資運用業者による具体的な取組みが始まっているものと承知しているが、本日（7月16日）の理事会において、そうした実例を盛り込んだ、追加の報告書が承認されたと伺っている。追加報告書には、受託銀行による一者計算、基準価額のみでの照合、委託会社による一元化の検討といった多様な取組内容が記載されているところだが、引き続き、各社において検討を進めていただき、実効的な選択肢が確保されることを期待している。
- また、一元化の広がりに向けた環境整備について、引き続き、貴協会が主導して取り組んでいただきたいと考えている。

3. IOSCO ファンド流動性リスク管理に関する提言への国内対応

- FSB が平成 29 年 1 月に「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対する政策提言」を公表し、その具体化のため、IOSCO が平成 30 年 2 月に「集団投

資スキームにおける流動性リスク管理原則」を改訂したことを受け、その国内対応のため、今般、内閣府令改正により、投資運用業者に対しファンド流動性リスク管理についての行為規制を設置し、貴協会におかれては、投信協規則等の改正により、具体的な流動性リスク管理手法等を規定していただいたところ。

- 皆様から多大なるご協力をいただき、グローバル・スタンダードに整合的な我が国流動性規則が策定されたことに、当庁として高く評価させていただくとともに、感謝申し上げます。投資者利益の保護、市場ストレス時への対応を含め、ファンド流動性管理体制の構築及びその実施に関し、運用会社の方々の適切な取組み等の推進を期待している。
- なお、既にお伝えしているとおり、今後、IOSCO 提言にかかる国内実施状況について IOSCO 審査団よりレビューが行われることとなっているところ、皆様方との連携のもと、当庁としても気を引き締めて対応してまいり所存であり、引き続き、ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

4. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、規制改革推進会議が、新型コロナウイルス感染症への対応として、書面・押印・対面を要する行政手続の見直しに関して経済団体から寄せられた要望について検討を進めた結果、「規制改革推進に関する答申」が取りまとめられたところ。

(官民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されている。
- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出について、近日中に通知を発出し、以下のような対応を行うこととしたいと考えているので、よろしく願いたい。

- 1 e-Gov または金融庁業務統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
- 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

（協会と会員間の書面・押印・対面手続の見直し）

- また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んでいただきたい。

（民民の書面・押印・対面手続の見直し）

- 加えて、当庁では、金融機関に関連した民民の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を立ち上げ、これまで2回の会合を開催している。貴協会にも御参加いただき、感謝申し上げます。
- 検討会の開始以後、内閣府・法務省・経済産業省から「押印についてのQ & A」が公表され、今月2日には、前述のように、「規制改革推進に関する答申」が公表された。検討会においては、これらも踏まえながら、金融関連の書面・押印・対面手続の見直し・電子化を促進する際の課題を整理した上で、その解決に向けてどのような対応が可能か検討していきたいと考えている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたが、金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、今後もこのような事態に備え、リモートによる手続が可能となるよう取り組むことが重要。また、経済社会のデジタルライゼーションがグローバルに加速する中、金融分野においても、利用者利便の向上や生

産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要となっている。

- デジタル化の促進は、金融機関にとって、業務効率化やコスト削減に資するのみならず、デジタル技術を通じた金融サービスの高度化・多様化による顧客利便の向上により、ビジネス拡大にも資するものでもある。既にデジタル化を加速させるべく様々な取組みを開始している金融機関もあり、デジタル化の取組みが今後の金融機関の業績にも影響を与えられられる。
- デジタル化の促進のためには、将来を見据えた明確な戦略の下、深く根付いた従前の慣行や意識を抜本的に見直し、デジタル化を前提とした新たなワークフローを構築する必要がある。こうした改革は事務レベルに任せておいたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮することが重要となる。皆様方のリーダーシップに期待している。

5. 金融デジタルイゼーションの推進について

- 金融庁は2018事務年度以来、金融デジタルイゼーション戦略を金融行政の新たな柱として掲げ、11の施策を推進し、2019事務年度では、その後の内外経済のデジタルイゼーションの進展を踏まえ、重点5分野の新たな取組みへと再構成し、金融デジタルイゼーション戦略の取組みを加速してきた。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークや各種サービスのリモート化・オンライン化の取組みが加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションが一気に進捗する見込みの中、金融庁としてもこうした時流に後れを取ることなくフォワードルッキングに取組みを進めていく。
- 今事務年度においては、データ利活用の推進に資するセキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 促進のためのハッカソンの開催等、新たな取組みにもチャレンジしていく。

- 金融庁としては、引き続き、利用者利便や生産性の向上に繋がる新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジを後押ししていく。金融業界の皆様におかれては、健全なイノベーションを促進して頂く中で、金融行政上の課題等があれば、是非、忌憚なくご意見・ご提案をいただきたい。

(参考) 成長戦略フォローアップに盛り込まれている金融デジタルイノベーション関連施策

iv) FinTech の実用化等イノベーションの推進

- ・ 銀行と電子決済等代行業者の連携について、スクレイピング方式から安全性が高い API 方式への移行などの状況をフォローアップする。
- ・ 2020 年度中に、セキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 対応促進のためのハッカソンの開催など技術革新を活用した金融サービス・行政運営の高度化に取り組む。
- ・ 規制対象（仲介者）が不在となるブロックチェーン技術による分散型金融システムにおいて、金融システムの安定性、利用者保護、マネーロンダリング防止等の金融行政上の目的を達成するため、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network : BGIN）への積極的な貢献を通じ、国際的な議論を主導する。
- ・ 2020 年 3 月に新設した「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」により、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化に向け、法令解釈、IT ガバナンスやリスク管理に関し助言を行う。
- ・ 事業者への資金供給の円滑化等を図る観点から、2021 年度中を目途に所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子的に行うことを可能とするなど、金融行政のデジタル化を進める。

6. BGIN について

- 我が国が議長国を務めた 2019 年の G20 では、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムのガバナンスに関する問題を提起し、規制当局や技術者等を含む幅広いステークホルダーとの間の対話を強化することの重

要性について国際的な合意が得られた。これを受け、本年3月には、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークである Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) が設立され、先日第1回のオンラインミーティングが開催されたところ。BGIN はオープンかつ中立的な組織であり、誰でも参加することが可能であるため、ご関心のある方はぜひこうした国際的なイニシアティブに参画いただければと思う。

- なお、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を延期していた国際会議「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」を、日本経済新聞社との共催により、本年8月24、25日に開催する方向で調整しているところ。詳細は随時公式HPに掲載予定だが、金融機関の中でもご関心のある方は、ぜひイベントに参加いただければと思う。

7. 日本市場の国際金融ハブ機能の強化について

- 日本市場が世界・アジアの国際金融ハブとしての機能を強化していくことは、日本における雇用・産業の創出や経済力の向上に資するとともに、世界・アジアの金融市場の地政学的リスク・災害リスク等に対する強靭性を高める上でも重要である。政府としては、これまで以上に、国際金融ハブ機能の強化に取り組んでいきたいと考えている。
- このため、金融庁としても、例えば、
 - ・ 海外金融機関等の登録等の迅速化・金融行政サービスの英語による提供等、受入れに係る環境整備
 - ・ 金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れ促進
 - ・ 日本における資産運用の高度化
 - ・ 国によるマーケティング・プロモーション活動の抜本的強化等の施策への取組みを強化していく考え。
- 海外に開かれた金融市場としていくためには、政府のみならず自主規制団体や業界が果たす役割も重要であり、皆様のご理解とご協力が不可欠なものである。例えば、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に関しては、関係者より、①自主規制団体等への報告内容・形式の一元化やクラウド化・ポータル化、②自主規制サービスの英語による提供、③コンプライアンス・

オフィサーの紹介体制の構築、といった要望が寄せられている。こうした点を含めて、国際金融ハブ機能の強化に向けた取組みについて、貴協会におかれても、改めてご検討をお願い申し上げます。

- また、国際金融ハブ機能の強化に向けて、どのような課題があり、どのような取組みが考えられるのか、是非、一緒に議論させていただきたいと考えているので、積極的に御意見・御提案をいただければ幸い。

8. 資産形成に向けた取組みについて

- 金融経済教育は、家計が、適切な金融リテラシーに基づいて、安定的に資産形成に取り組んでいただく、また、顧客本位のサービスを提供する金融機関やパフォーマンスの良い金融商品を選択していただき、こうしたサービス・商品の供給を促す、という、インベストメント・チェーンが機能を発揮するうえで、基盤となる施策。このため、①対面での取組み、②オンラインでの取組み、③コンテンツ作り、の大きく三つの観点から、様々な取組みを行ってきた。
- 金融庁を含め、金融経済教育については、それぞれの業界でもご努力いただいているところ、貴協会においても、熱心に取り組まれている会社も多いと承知している。
- 一方、真に国民全体の金融リテラシーの向上という目的を達成するためには、より総合的な視野に立って取り組むことが大事。
- 現在、金融経済教育推進会議が、各主体の活動を取りまとめた上で、有識者の意見をいただきながら、全体として推進していく場と位置付けられている。今後、推進会議がより一層司令塔としての機能を強化していくことも必要と感じている。
- 金融庁としては、今後も金融経済教育推進会議での議論を通じて、我が国の金融経済教育がより総合的なものとなるよう取り組んでいく考え。業界の皆様にもご協力いただきたい。
- また、家計の安定的な資産形成を促進するためには、税制面から長期・積立・分散投資を支援することも重要。令和2年度税制改正では、貴業界

の皆様にもご協力いただき、NISA 制度の見直し・延長が措置された。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

- 先日、今年3月末時点の NISA に関するデータを公表したが、一般 NISA は約 1,186 万口座、つみたて NISA は約 220 万口座となった。各々、制度開始から依然順調に増加しているが、こちらはまだまだ道半ばである。引き続き、皆様とともに大きな目標に向けて取組みを進めていきたい。

9. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融行政モニター制度は、金融行政全般に関する率直な意見・提言・批判等が金融行政モニター委員から金融庁にフィードバックされる仕組みとなっている。
- 金融行政に対し、直接ではなく誰が言ったかも匿名にする形で意見を言える点が金融行政モニター制度のメリットであり、例えば、行政の枠組全体に不満があれば、そのまま本音を言っていたいただいて構わない。
- こうした率直な指摘を金融庁にいただくチャネルとして、金融行政モニター制度の趣旨を汲んでいただくとともに、積極的に意見を寄せて活用いただけると幸い。

10. 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブについて

- 金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、前例のない実証実験における法令解釈に係る実務上の課題等の論点について継続的な支援を行う「FinTech 実証実験ハブ」を設置し、金融機関等によるフィンテックに関する取組みを後押ししてきた。
- FinTech 実証実験ハブでは、本年4月10日に支援決定したみずほ銀行等による第6号案件に続き、本年5月29日、第7号案件として、新生銀行、三井住友 DS アセットマネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アストマックス投信投資顧問による「投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験」について支援決定した。両件

とも、金融庁内に組成した担当チームにより、継続的なサポートを実施していく。

- また、金融庁では、金融機関の基幹系システムについて、開発・運用に要する過大なコストを抑えつつ利用者利便に資する機動的な対応等の実現に向けた様々な取組みを、法令解釈等のほか、IT ガバナンスや IT に関するリスク管理等の観点から支援するため、本年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。サポートハブでは、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、継続的な支援を行っていく。
- 同ハブには、静岡銀行や第一生命保険より、開発中の新たな勘定系システム等について、同ハブを利用したい旨の申請がなされたことから、社会的意義や先進性等の所定のチェック項目の観点より検討した結果、本年4月30日および6月30日に、それぞれ、支援決定案件として公表した。
- 金融機関の皆様におかれては、これらの各支援スキームについて、積極的なご活用をご検討いただきたい。

11. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマネロン・テロ資金供与リスク対応について

- 新型コロナウイルス感染症に乗じた金融犯罪等が発生するとともに、非対面取引が増加するなど、これまでの取引形態と異なる内容に基づいたマネロン・テロ資金供与リスクが生じており、金融機関におかれては、こうしたリスクを踏まえた対応が求められることとなる。
- 金融庁においても、新型コロナウイルスに関連したマネロン等リスクや、金融機関の対応状況等を注視しながら、必要に応じて、新型コロナウイルスを踏まえたマネロン等対応の留意すべき事項を周知してまいりたい。

12. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の延期について

- 新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、4月28日、FATF が、すべての相互審査のプロセスを4か月延期する旨を公表した。

- これにより、本年6月に予定されていた対日審査の審議は、10月の全体会合で行われる見込みである。
- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかり対応してまいりたい。

13. 2019 事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 昨事務年度、総合政策局が実施したモニタリングの結果等について公表したところ。それぞれの金融機関においても、業務の参考にしていただきたい。
- モニタリング結果は、金融機関と当局とのより良い実務に向けた対話の材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねていただくとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

14. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は2021年末というLIBOR移行期限に変更はないことを表明しており、FSBにおいても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7月16日、「LIBOR公表停止に備えた本邦での移行計画」が取りまとめられたが、LIBOR公表停止は運用業界にとっても影響のある事項であるため、各社においては、同計画も確認いただきながら、対応を進めるよう努めていただきたい。

(以 上)